「平成 20 年度において国債整理基金等が行う買入消却に国債の借換引受け によらず応じるための国債売却実施要領」中一部改正

題名を「平成 20 年度において財政投融資特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う買入消却に国債の借換引受けによらず応じるための国債売却実施要領」に改める。

1.から4.までを横線のとおり改める。

### 1. 趣旨

この実施要領は、平成 20 年度において、<del>国債整理基金が行う普通国債の買入消却および</del>財政投融資特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政融資資金特別会計国債<del>(以下「財投債」という。)</del>の買入消却に国債の借換引受けによらず応じるための国債の売却に関する基本的事項を定める。

#### 2. 売却日

# (1)普通国債

毎月一度実施することとし、原則として、国債整理基金が入札により行う買入消却(利付国債(物価連動国債および変動利付国債を除く。)にかかるものに限る。)にかかる国債買入(以下「国債買入」という。)の実施日において実施する。ただし、国債買入が実施されない月または国債買入の実施が前月までに予定されていなかった月については、次に定める日において実施する。

イ、国債整理基金が入札により行う買入消却にかかる物価連動国 債または変動利付国債の買入が実施され、かつ当該買入の実施 が前月までに予定されていた月については、その実施日。

ロ、イ、に定める月以外の月については、本行の業務運営の円滑 性確保等の観点から適当と認められる日。

## (2)財投債

平成20年度中に一度、財務省から要請のあった月に実施することとし、原則として、国債整理基金が入札により行う買入消却(利付国債(物価連動国債および変動利付国債を除く。)にかかるものに限る。)にかかる国債買入(以下「国債買入」という。)の実施日において実施する。ただし、当該月に国債買入が実施されない場合または国債買入の実施が前月までに予定されていなかった場合には、次に定める日において実施する。

イ、(1) 当該月において、国債整理基金が入札により行う買入 消却にかかる物価連動国債または変動利付国債の買入が実施され、かつ当該買入の実施が前月までに予定されていた場合には、 その実施日。

口、(2)イ、(1)以外の場合には、本行の業務運営の円滑性 確保等の観点から適当と認められる日。

#### 3. 売却銘柄

## (1)普通国債

平成 22 年度以降に償還期限の到来する利付国債のうち、財務省から要請のあった銘柄の中から、本行の保有残高、売却に伴う損益の動向等を勘案して、売却の都度決定する。

## <del>(2)財投債</del>

平成 23 年度中、平成 26 年度中または平成 27 年度中に償還期限の 到来する利付国債のうち、財務省から要請のあった銘柄の中から、 本行の保有残高、売却に伴う損益の動向等を勘案して、売却時に決 定する。

# 4 . 売却金額

# (1)普通国債

年度中の売却金額は額面総額 3 兆 4,000 億円を上限とし、毎月の 売却金額は売却の都度決定する。

# (2)財投債

売却金額は額面総額1,000億円を上限とする。

# (附則)

この一部改正は、本日より実施する。